



食料・農業・農村基本法 中間取りまとめへの意見

1. 法律の目的に、「自然環境の保全」を位置づけ、農地の生物多様性を保全して持続可能な農業を実現させる
2. 持続可能な農業の主流化の方針を明記する
3. 基本計画の施策の有効性を評価するために農地の生物多様性の指標を設定する
4. 基本計画にある施策の有効性を評価するため、農地の生物多様性のモニタリングと評価の体制を整備する



NACS-J

日本自然保護協会

公益財団法人 日本自然保護協会

藤田 卓



日本自然
保護協会

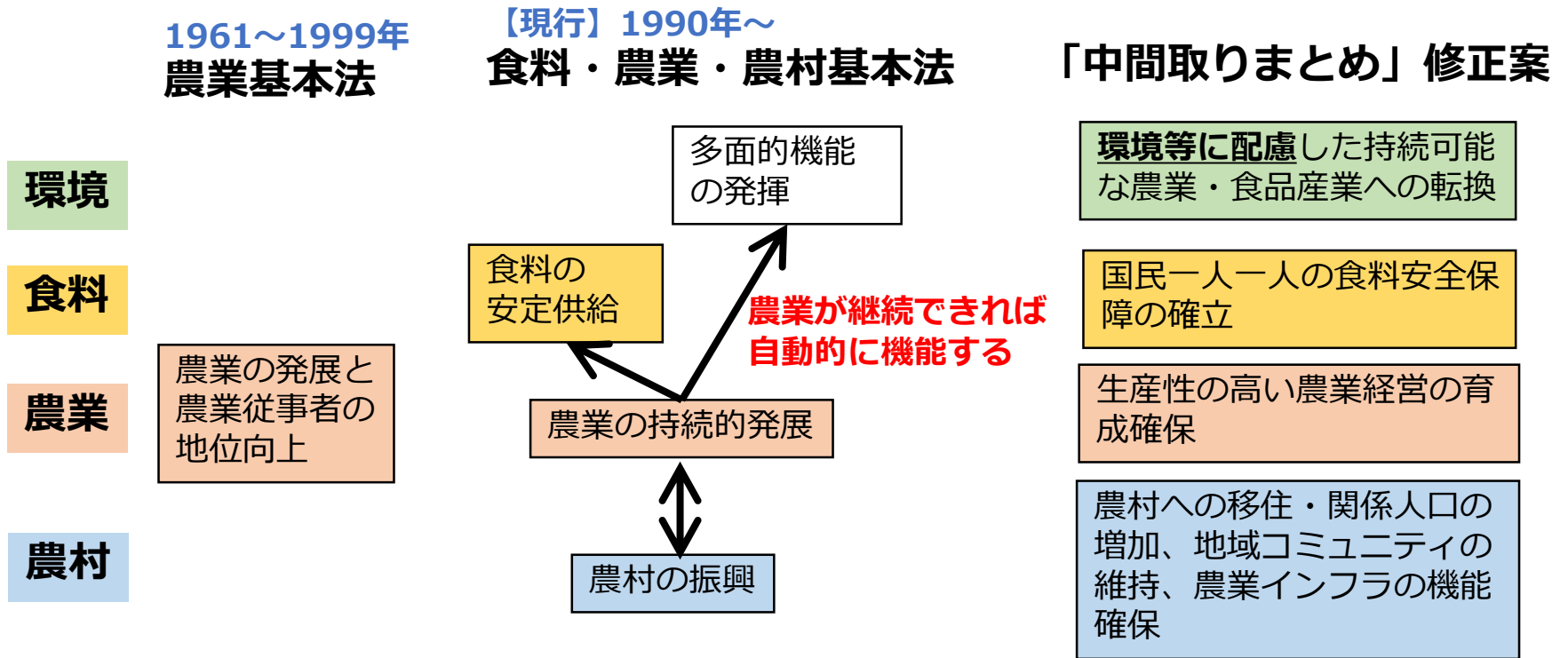
「中間取りまとめ」 生物多様性からみたポイント

4つの基本理念の見直し

←環境負荷の増大 = 「多面的機能の発揮」の定義の課題
(プラスの影響のみ想定、マイナスの影響への言及なし)



マイナスの影響を最小化し、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換



環境配慮の限界

1999年 基本法改正 第24条（農業生産の基盤の整備）に「環境との調和に配慮」追加
→2001年 土地改良法改正 第1条に「環境との調和に配慮」が追加



河川を直線へ、3面コンクリート
わずかな隙間に土と水草を植栽



環境配慮だけでは不十分

★検証部会や「中間取りまとめ」では
第24条は、議論・記載されず

[農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律] の課題 ～本法の点検結果(令和2年)へNGO共同提言から～

【提言概要】

1. 多面的機能の発揮促進の十分な効果検証をすべき
2. 生物多様性を劣化させる事業への支援を見直し、生物多様性保全活動を義務化すべき
3. 自然環境や生物多様性の保全機能の向上に資する活動の支援を増やすべき
4. 生物多様性に詳しい専門家・NGOも制度設計や見直しに参画させるべき

予算：**1544億円**(平成30年度)
農地面積：**52%**支援(平成27年度)
参加組織：約**3万組織**
→**影響が大きい重要な法律**

- ・ 農地維持活動は義務(多面的機能向上や環境配慮はなくてもOK)
- ・ U字溝化等の農地施設の長寿命化も数多く実施
(せめて環境保全型工法を必須とすべき)

★**生物性保全が目的の1つの本法でも、現場の対策は不十分**



詳細：<https://what-we-do.nacsj.or.jp/2022/04/18038/>

2022.04.15公開

農地の生物多様性の危機

生物多様性及び生態系サービスの総合評価
報告書（環境省2021年）

農地生態系における生物多様性の状態の評価

| 評価項目 | 長期的推移 | | 評価時点での損失と傾向 | | |
|-------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 過去 50年~20年の間 | 過去 20年~現在の間 | JB0 (2010) | JB02 (2016) | JB03 (2021) |
| 農地生態系 | 農地生態系の規模・質 | ↓ | ↘ | ↘ | ↘ |
| | 農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布 | ↘ | ↘ | ↘ | ↘ |
| | 農作物・家畜の多様性 | ↘ | → | ↘ | → |

【主な原因】

- 集約的な農業（土地改良など）
- 化学農薬・肥料の使用
- **耕作放棄**

（水田の場合、katayamaら(2015)）

| 損失の大きさ | | | |
|--------|-----|----|-------|
| 弱い | 中程度 | 強い | 非常に強い |
| □ | ■ | ■ | ■ |
| 状態の傾向 | | | |
| 回復 | 横ばい | 損失 | 急速な損失 |
| ↗ | → | ↘ | ↓ |

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

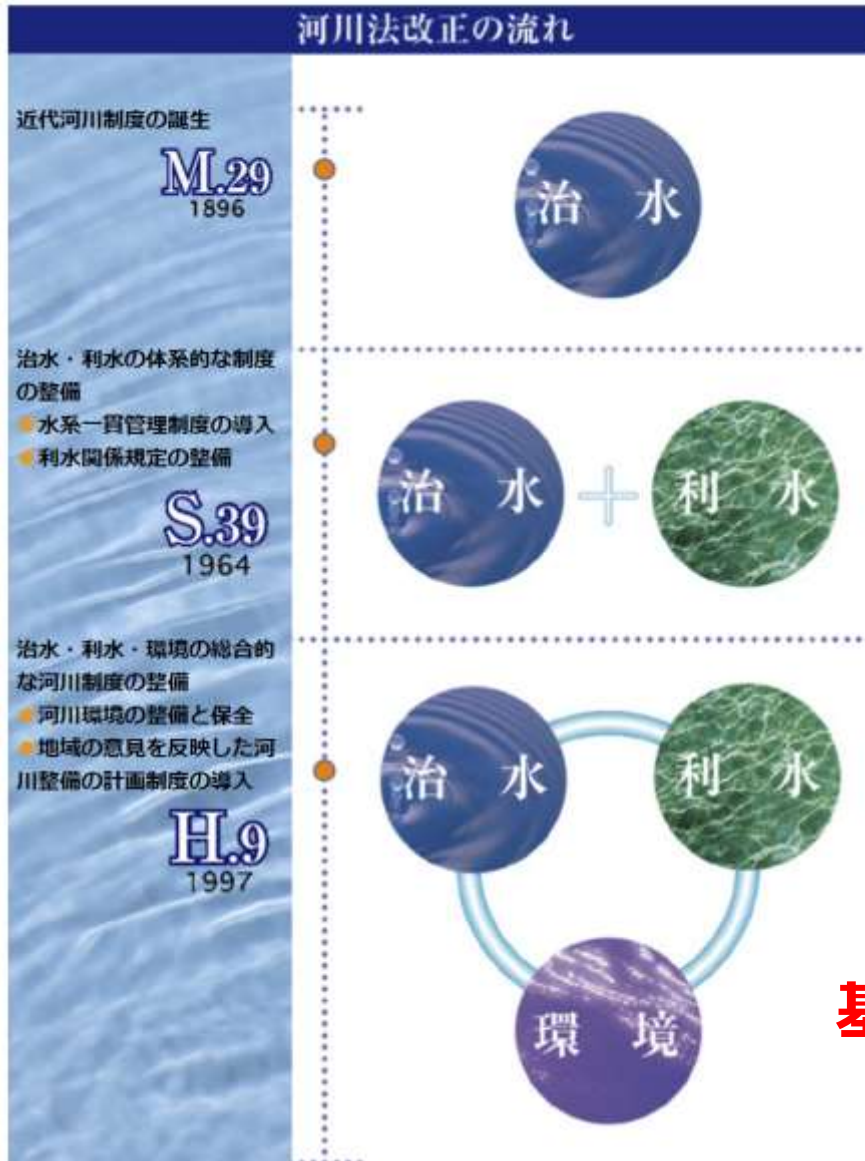


以前は農地のごく普通種が、絶滅危惧種に

持続可能な農業を支える基盤（生物多様性）が劣化



環境保全を法律の目的に追加した事例 (河川法の1997年の法改正)



(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

基本法でも見習うべきではないか

【意見1】法律の目的に、「自然環境の保全」を位置づけ、農地の生物多様性を保全して持続可能な農業を実現させる

■提案① 法律の目的（第1条）の修正（案1）or 2）の追加

第一条 この法律は、**食料、農業及び農村**に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、**食料、農業及び農村**に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

案1) 「環境、」

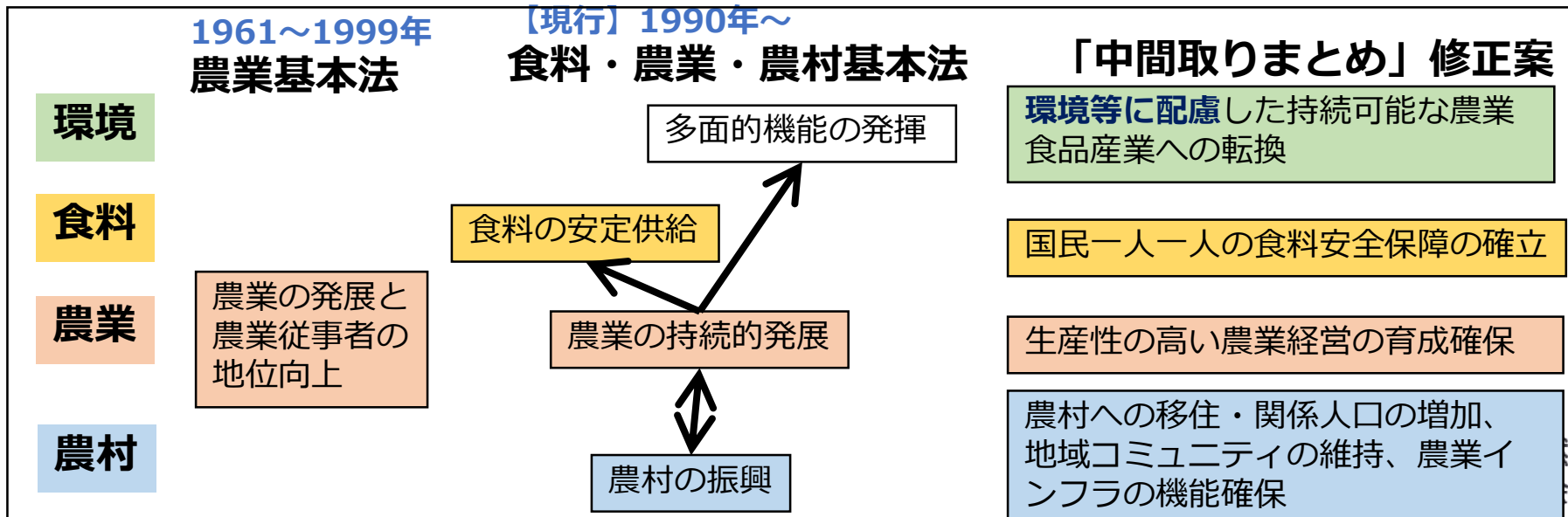
案2) 「持続可能な農業の基盤となる自然環境の保全がなされるよう」

■提案② 法律の名称の修正

食料・農業・農村基本法



食料・**環境**・農業・農村基本法



【提言2】持続可能な農業の主流化の方針を明記する

「中間取りまとめ」における【環境政策】の見直しの方針（P38抜粋）

（3）環境に関する施策の見直しの方向性

「対象範囲を限定している」

①持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

- （ア）全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
- （イ）有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
- （ウ）有機農産物の輸出の促進も視野に、地域全体で有機農業等に取り組む産地の形成や、国等の庁舎の食堂における有機農産物の利用促進などの公共調達も含めた、有機農産物の需要拡大

具体的な方法は？

（イ）（ウ）は具体的な方法が記載されている

実現するための施策の内容や範囲の記述があいまい

EUの農業環境政策：クロスコンプライアンス

共通農業政策（CAP）



| クロスコンプライアンス | | |
|-------------------|---------------------|--|
| 法定管理要件 (SMRs) | 環境、気候変動、農業に好適な土地の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・水質（硝酸塩） ・生物多様性（鳥類保全、自然生息地保全） |
| | 公衆・動物・植物衛生 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全性 ・動物の識別・登録 ・動物疾病（BSE対策） ・防除資材 |
| | 動物福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業用動物、子牛、豚 |
| 良好な農業・環境条件 (GAEC) | 環境、気候変動、農業に好適な土地の状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・水資源（水路沿いの緩衝帯、灌漑水の許可手続順守、地下水汚染防止） ・土壌・炭素貯蔵（最低限の土壌被覆、最低限の土壌浸食抑制、土壌中有機質の維持） ・景観の最低限の維持（特徴的要素の維持） |

農林水産省. (2019). 海外における環境直接支払制度の現状～平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果.

EUの農家への補助金の受給条件 = 環境保全等が義務化
日本：環境保全が義務化された補助金はほとんどない

みどり戦略(2021年) クロスコンプライアンスの充実

みどりの食料システム戦略 (概要)

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

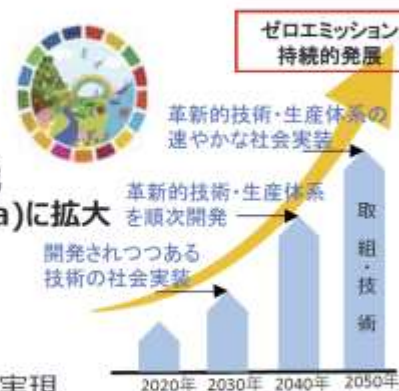
戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)

※政策手法のグリーン化: 2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえて、補助事業について、カーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyos/seisaku/midori/attach/pdf/index-112.pdf>

戦略本文P4～5: 「パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献を踏まえた、政策のグリーン化と、補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでの**クロスコンプライアンス要件の充実**」

【提言2】持続可能な農業の主流化の方針を明記する

(修正案) 「中間取りまとめ」における【環境政策】の見直しの方針 (P38抜粋)

(3) 環境に関する施策の見直しの方向性

全ての施策

①持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

- (ア) 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提とする
- (イ) 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
- (ウ) 有機農産物の輸出の促進も視野に、地域全体で有機農業等に取り組む産地の形成や、国等の庁舎の食堂における有機農産物の利用促進などの公共調達も含めた、有機農産物の需要拡大

「し、補助金や補助事業等、全ての支援事業に対して、クロスコンプライアンス要件を設定」を追加する

実現するための施策の方針や範囲を明確にする！

【意見3】基本計画の施策の有効性を評価するために農地の生物多様性の指標を設定する

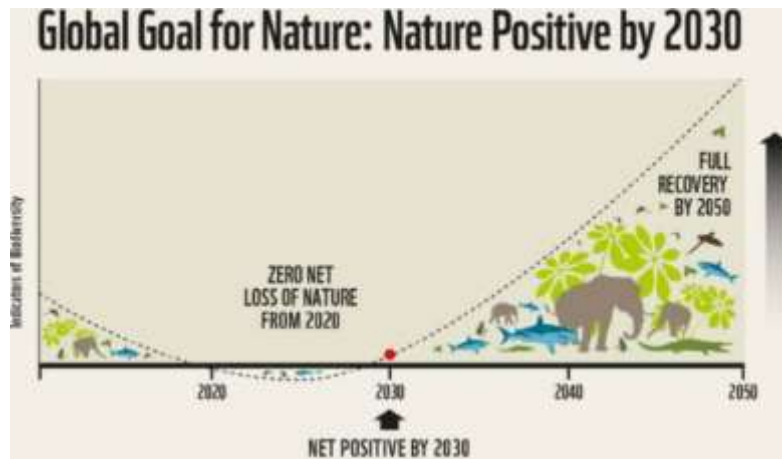
「中間取りまとめ」 基本計画に関する記述抜粋P43

(3) 食料・農業・農村基本計画等の見直しの方向

① 食料・農業・農村基本計画

基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けることと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現する観点から、基本計画については、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を示す KPI の設定を行うよう見直すべきである。また、適切なタイミング・手法により、PDCA サイクルにより施策の見直し、KPI の検証を行うべきである。なお、**環境保全等の持続可能性**や、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討すべきである。

「昆明・モンリオール生物多様性枠組の実現のため生物多様性を含む自然」を追記



「2030年までに、生物多様性の損失を止め、回復させる」とする生物多様性の新たな国際目標（昆明・モンリオール生物多様性枠組）を確実に実行するためのKPIを設定すべき

【意見4】基本計画にある施策の有効性を評価するため、農地の生物多様性のモニタリングと評価の体制を整備する

■ 農地の生物多様性の現状を把握するためのモニタリング と課題

- ・ 「田んぼのいきもの調査」 (2001~2009年) →現在未実施
- ・ 多面的機能支払交付金に基づく生物調査 全国3,477団体 (2017年度)
(地域の環境教育には貢献) →施策評価の活用なし
- ・ 各地域のいきもの調査 (地域レベルで実施) →全国評価の仕組みなし
- ・ モニタリングサイト1000里地調査 (環境省) 約200地点 →農地全体は把握できず



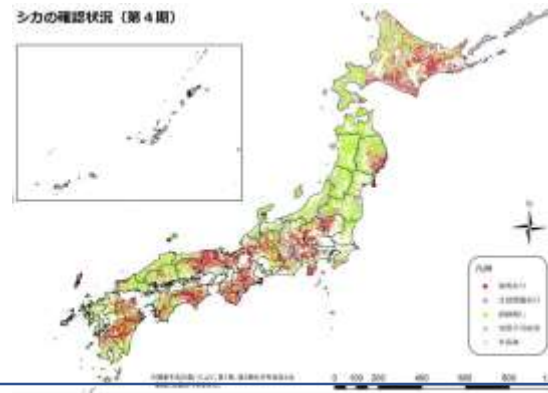
十分とはいえない状況

基本法や関連する法制度において、日本の農地の生物多様性の現状を把握するためのモニタリングと評価の体制を整備することを明記し、客観的な根拠に基づく効果的な施策を展開する必要

(参考) 森林資源モニタリング

林野庁1999年~5年に1度実施 1.5万地点

- ・ スギの材積・シカの増加、ブナの減少
- ⇒森林計画などへ反映



農地の生物多様性に向けて、意見を出そう！！

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する国民の皆様御意見・御要望の募集について

今般、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（5月20日第16回基本法検証部会）において、食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する中間取りまとめが示されました。食料・農業・農村基本法の検証・見直しに当たり、皆様からの意見をうけたまわっています。

- ・食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会
- ・中間取りまとめ(PDF: 521KB)
- ・中間取りまとめ概要(PDF: 273KB)

次の事項をお読みになり、必要事項を入力の上、「送信確認」ボタンを押してください。

- ▶ 情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシー」をご覧ください。
- ▶ このページで入力された情報は、SSLと呼ばれる暗号化通信技術により保護されています。
- ▶ 入力に際しては、半角カタカナ、カタカナの数字、ローマ数字、全角1文字になっている単位・記号などの環境依存文字は使わないでください。
- ▶ 意見内容は、200字程度で入力してください。

氏名/法人名 (必須)

〒 市区町村の組合は不要 (必須)

お住まいの都道府県/本社・本部署の所在地 (必須)

職業/業種 (必須)

- 農業関係
- 農業協同組合
- 食品製造・加工
- 林業産業
- 流通業
- 農業生産資材（肥料・農薬・飼料・農業機械）
- 地方公共団体
- 学生
- 一般消費者
- 消費者団体
- その他

【1】御意見・御要望の分野

- 全般
- 基本理念
- 食料分野
- 農業分野
- 農村分野
- 環境分野
- 食料・農業・農村基本計画等
- 不測時における食料安全保障
- 関係者の役割、行政機関及び関係団体その他
- その他

【2】【1】で選んだ分野について、御意見・御要望をお書きください（200字程度）

送信確認 [キャンセル]

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する御意見・御要望の募集中
(7/22 17時〆切)

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/230622.html>

Google

農業基本法 意見

CLICK



■ 注意点

- 意見、名前を記入、WEBで送付（～520字まで送付可能）
- 複数の意見に分けて送付可
- 「①」環境依存文字は使わない（エラーがでて送信できない）

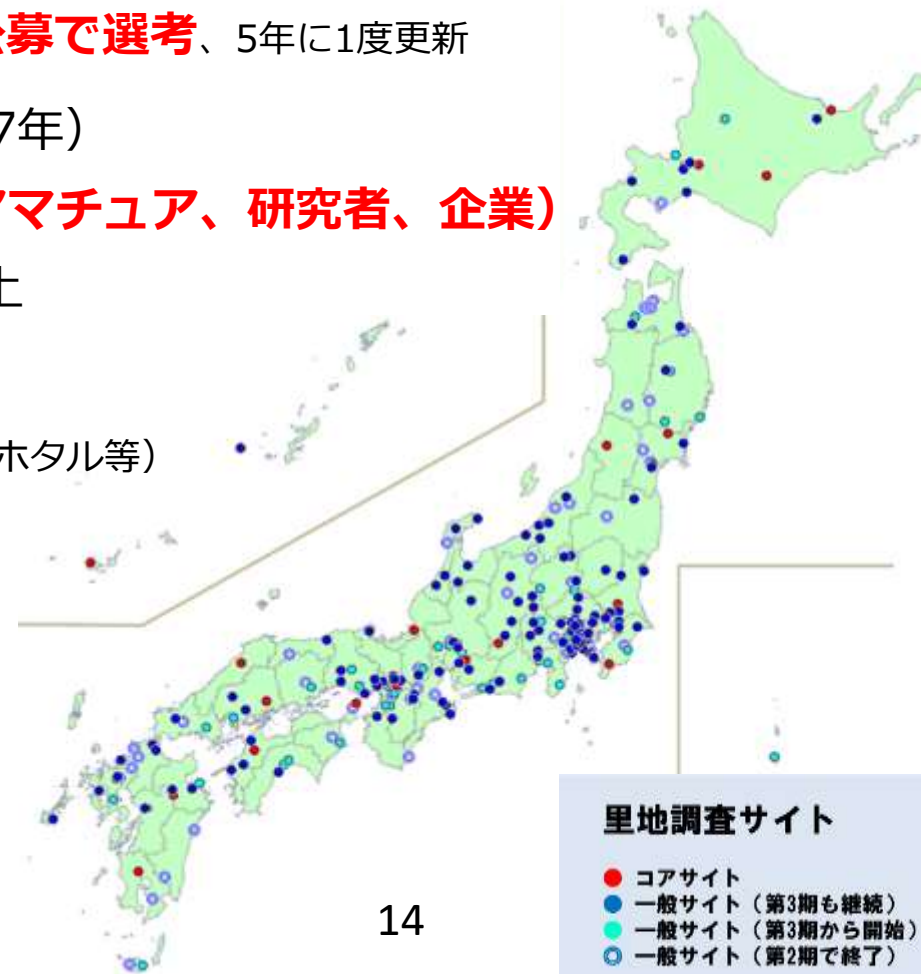
■ 中間取りまとめの課題・解説記事など

<https://www.nacsj.or.jp/2023/07/36486/>

参考：モニタリングサイト1000里地調査とは

- 目的 : 100年間、里山生態系をモニタリングして、保全へ活用
- 調査サイト : 235か所
コアサイト (18か所) 2005年～
一般サイト (217か所) 2008年～**公募で選考**、5年に1度更新
- 調査員 : **約2,500名** (2013-2017年)
市民調査員 (一般、ハイアマチュア、研究者、企業)
のべ参加者**約13万人日**以上
- 調査項目 : **9** 項目 + 1 項目
(植物・鳥類・チョウ類・哺乳類・ホタル等)
- データ数 : **約226万件**
- 調査日数 : **のべ 43,860日**
- 事務局 : 日本自然保護協会
- 解析協力 : 国立環境研究所

(数値は2019年度末時点の集計結果に基づく)

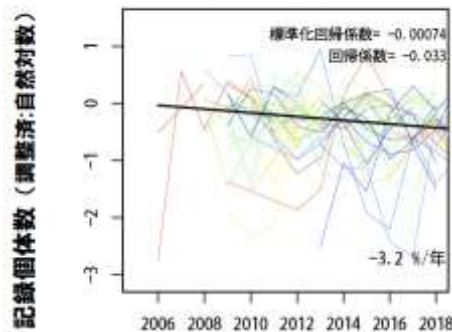


水辺・草地等の指標種や里山の普通種が急速に減少

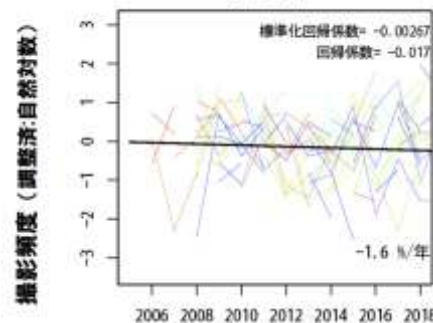
チョウ類の普通種の約3割が急速に減少（絶滅危惧種の判定基準に該当）



ゲンジボタル



ノウサギ



成果の発信の結果

2019年 とりまとめ報告書 リリースの結果



NHK総合 (くらし解説)

2019/11/21 10:05-10:15 NHK総合 (くらし解説)

https://photos.google.com/share/AF1QipPXPW9mVAr2LAm40m3A9XL7IUDTrCF60P_IAMK55BBBUHK0he1LhtjyCW90o8g5Nw/photo/AF1QipNx1YPS6Px9i0uqZudNxUBc2hcyMtMIT1pOZ?key=Qml0LRRNXV0eHp0TTRkeDdGRWJ5ZUFSTmRIMZln

朝日新聞ほか 2019/11/13朝刊1面

・掲載ウェブサイト・TV放送等、150件以上 (2019年)